

昭和四十八年総理府令第五号

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第六条第一号及び第三号の規定に基づき、有害な産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令を次のように定める。

(産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第六条第一項第三号ハ(一)の燃え殻又はばいじんに係る環境省令で定める基準及び同号ハ(一)の燃え殻又はばいじんを処分する基準は、当該燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

2 令第六条第一項第三号ハ(二)の燃え殻又はばいじんに係る環境省令で定める基準及び同号ハ(二)の燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

3 令第六条第一項第三号ハ(三)の汚泥に係る環境省令で定める基準及び同号ハ(三)の汚泥を処分するために処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

4 令第六条第一項第三号ハ(四)の汚泥に係る環境省令で定める基準及び同号ハ(四)の汚泥を処分するために処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

5 令第六条第一項第三号ハ(五)の汚泥に係る環境省令で定める基準及び同号ハ(五)の汚泥を処分するために処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

2 令第六条第一項第三号ハ(一)に規定する燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

3 令第六条第一項第三号ハ(二)に規定する燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

4 令第六条第一項第三号ハ(三)に規定する燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

5 令第六条第一項第三号ハ(四)に規定する燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

6 令第六条第一項第三号ハ(五)に規定する燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

7 令第六条第一項第三号ハ(一)の燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

8 令第六条第一項第三号ハ(二)の燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

9 令第六条第一項第三号ハ(三)の汚泥に係る環境省令で定める基準及び同号ソの汚泥を処分するために処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

10 令第六条第一項第三号ハ(四)の汚泥に係る環境省令で定める基準及び同号ソの汚泥を処分するために処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

11 令第六条第一項第三号ハ(五)の汚泥に係る環境省令で定める基準及び同号ソの汚泥を処分するために処理したものに含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

12 令第六条第一項第四号イ(一)に掲げる動植物性残さに係る同号イの令別表第三の三に掲げる物質の含有に環境省令で定める基準は、当該動植物性残さに含まれる別表第二の各項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

13 令第六条第一項第四号イ(二)に掲げる動植物性残さに係る同号イの令別表第三の三に掲げる物質の含有に環境省令で定める基準は、当該動植物性残さに含まれる別表第二の各項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

14 令第六条第一項第四号イ(三)に掲げる動植物性残さに係る同号イの令別表第三の三に掲げる物質の含有に環境省令で定める基準は、当該動植物性残さに含まれる別表第二の各項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

15 令第六条第一項第四号イ(四)に掲げる動植物性残さに係る同号イの令別表第三の三に掲げる物質の含有に環境省令で定める基準は、当該動植物性残さに含まれる別表第二の各項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

16 令第六条第一項第四号イ(五)に掲げる動植物性残さに係る同号イの令別表第三の三に掲げる物質の含有に環境省令で定める基準は、当該動植物性残さに含まれる別表第二の各項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

17 令第六条の五第一項第三号イ(二)の燃え殻又はばいじんに係る環境省令で定める基準は、別表第五の二の項、三の項、四の項、五の項、六の項、七の項及び八の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第三の三に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号イ(二)の燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第三の三に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

18 令第六条の五第一項第三号イ(三)の燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第三の三に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

19 令第六条の五第一項第三号イ(四)の燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第三の三に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

20 令第六条の五第一項第三号イ(五)の燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第三の三に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

21 令第六条の五第一項第三号イ(六)の燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる別表第三の三に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

項から六の項まで、八の項及び二三の項の第一欄に掲げる汚泥を処分するために処理したものにあっては当該産業廃棄物に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥を処分するために処理したものにあっては当該産業廃棄物に含まれる別表第一の二の項から六の項まで、八の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

5 令第六条の五第一項第三号イ(5)の汚泥に係る環境省令で定める基準は、別表第五の七の項の第一欄に掲げる汚泥にあっては当該汚泥に含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥にあっては当該指定下水汚泥に含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号イ(5)の汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の七の項の第一欄に掲げる産業廃棄物にあっては当該産業廃棄物に含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号イ(5)の汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号イ(5)の汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

6 令第六条の五第一項第三号イ(6)の環境省令で定める基準は、当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに該当する同項の第二欄に掲げるとおりとする。  
7 令第六条の五第一項第三号イ(7)の鉞さいに係る環境省令で定める基準は当該鉞さいに含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに該当する当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号イ(7)の鉞さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに該当する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

8 令第六条の五第一項第三号チの環境省令で定める基準は、塵ボリ塩化ビフェニル等の焼却により生じた燃え殻、汚泥又はばいじんに含まれる別表第一の八の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

9 令第六条の五第一項第三号リ(2)の環境省令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニル汚染物の焼却により生じた燃え殻、汚泥又はばいじんに含まれる別表第一の八の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

10 令第六条の五第一項第三号ソの同号イ(1)に規定する燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は別表第六の一の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含まれる同項の第二欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、同号ソの同号イ(3)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の一の項の第一欄に掲げる汚泥を処分するために処理したものにあっては当該産業廃棄物に含まれる同項の第二欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、同号イ(3)の指定下水汚泥を処分するために処理したものにあっては当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ソの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ソの環境省令で定める基準は、同号イ(1)に規定する燃え殻若しくはばいじん又は当該燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したもので同号ソの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したもので同号ソの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものうち、燃え殻又はばいじんであるものにあつては同号イ(1)に規定する燃え殻又はばいじんに係る環境省令で定める基準のとおりとし、燃え殻及びばいじんであるもの以外のものであるものは同号ソの同号イ(1)に規定する燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとし、同号イ(3)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもので同号ソの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したもので同号ソの括弧内の環境省令で定める基準のとおりとし、汚泥であるもの以外のものであるものは同号ソの同号イ(3)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとす。

11 令第六条の五第一項第三号ツの同号イ(5)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の七の項の第一欄に掲げる産業廃棄物にあっては当該産業廃棄物に含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとし、同号イ(5)の指定下水汚泥を処分するために処理したものにあっては当該産業廃棄物に含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ツの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ツの環境省令で定める基準は、同号イ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもので同号ツの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したもので同号ツの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものうち、汚泥であるもの以外のものであるものは同号ツの同号イ(5)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとし、同号ツの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ツの環境省令で定める基準は、同号イ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもので同号ツの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したもので同号ツの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものうち、汚泥であるもの以外のものであるものは同号ツの同号イ(5)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとす。

12 令第六条の五第一項第三号ネの令第二条の四第五号リ(6)に掲げる廃棄物(令別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたものを除く)に係る環境省令で定める基準は、別表第五の二五の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんであつては当該燃え殻又はばいじんに含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとし、別表第六の二五の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものであつては当該産業廃棄物に含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとする。

13 令第六条の五第一項第三号ナ汚泥に係る環境省令で定める基準は、別表第五の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる汚泥にあっては当該汚泥に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥にあっては当該指定下水汚泥に含まれる別表第一の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる汚泥を処分するために処理したものであつては当該産業廃棄物に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、同号ナ汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとす、指定下水汚泥を処分するために処理したものにあっては当該産業廃棄物に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、同号ナ汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとす。

14 令第六条の五第一項第三号ハの環境省令で定める基準は、別表第六の七の項の第一欄に掲げる産業廃棄物にあっては当該産業廃棄物に含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとし、同号ハの環境省令で定める基準は、同号イ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもので同号ハの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したもので同号ハの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものうち、汚泥であるもの以外のものであるものは同号ハの同号イ(5)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとす、指定下水汚泥を処分するために処理したものにあっては当該産業廃棄物に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第三欄に掲げるとおりとし、同号ハ汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとす。

処分するために処理したものにあっては当該産業廃棄物に含まれる別表第一の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ハの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ハの環境省令で定める基準は、同号ナに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもので同号ハの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したもので同号ハの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものうち、汚泥であるもの以外のものであるものは同号ハの同号イ(5)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準のとおりとす。

#### （検定方法）

第四條 前三條に規定する基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

#### 附則

この府令は、昭和四十八年三月一日から施行する。

#### 附則（第六号）

この府令は、昭和四十九年十月三十日から施行する。

#### 附則（第四号）

この府令は、昭和五十一年二月二六日総理府令する。

附則（昭和五十一年三月一日から施行する）

#### 附則（第三号）

この府令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。

#### 附則（昭和五十五年一月二一日総理府令第四八号）

（施行期日）

第一条 この府令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百五十五号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に存する水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号及び第六十六号に掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは

は事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚でい、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設を有する工場又は事業場において生じた汚でい含まれる附則別表の一の項及び二の項の第二欄に掲げる物質に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六号第三号ロ(九)の総理府令で定める基準は、この府令の施行の日から一年間は、改正後の金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(以下「改正後の総理府令」という。)第二条第十項の規定にかかわらず、附則別表の第一欄に掲げる汚でいの区分に応じ、当該汚でいに含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する基準は、改正後の総理府令第三条の環境庁長官が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	備考	
			ふつ化物	その他
有機性の汚でい又は水溶性の無機性の汚でい	銅又はその化合物	試料一キログラムにつき銅十ミリグラム以下	検液一リットルにつきふつ素百五十ミリグラム以下	この表に掲げる基準は、改正後の総理府令第三条の規定に基づき環境庁長官が定める方法によりこの表の各項の第一欄に掲げる汚でいに含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質を測定した場合(この表の二の項に掲げる汚でいにあつて
	亜鉛又はその化合物	試料一キログラムにつき亜鉛十ミリグラム以下	検液一リットルにつき亜鉛五十ミリグラム以下	
	銅又はその化合物	検液一リットルにつき銅三十ミリグラム以下		

は溶出させた場合)における当該物質に対応する当該各項の第三欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

**附則 (平成元年九月一八日総理府令第四九号)**  
この府令は、平成元年十月一日から施行する。

**附則 (平成二年八月二七日総理府令第四〇号)**  
この府令は、平成二年十月一日から施行する。

**附則 (平成四年七月三日総理府令第三九号)**  
この府令は、平成四年七月四日から施行する。

**附則 (平成五年二月一四日総理府令第五三号)**  
この府令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成五年十二月十五日)から施行する。

**附則 (平成六年二月一八日総理府令第三号) 抄**  
(施行期日)  
1 この府令は、平成六年二月二十日から施行する。  
(経過措置)  
2 平成六年八月十九日までは、第一条の規定による改正後の金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令別表第五の一七の項の第三欄中「十二ミリグラム」とあるのは、「九ミリグラム」とする。

**附則 (平成六年一月七日総理府令第六一号)**  
この府令は、平成七年四月一日から施行する。

**附則 (平成七年一〇月二日総理府令第五一号)**  
この府令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日(平成八年一月一日)から施行する。

**附則 (平成一〇年六月一〇日総理府令第三六号)**  
この府令は、平成十年六月十七日から施行する。

**附則 (平成一二年一月一四日総理府令第一号)**  
(施行期日)

1 この府令は、平成十二年一月十五日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の第三条第十項の規定は、この府令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設(ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設をいう。)から排出される汚泥又はばいじん、燃え殻若しくは汚泥を処分するため処理したものについては、平成十四年十一月三十日までの間は、適用しない。

**附則 (平成一二年八月一四日総理府令第九四号) 抄**  
この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

**附則 (平成一三年七月一一日環境省令第二六号)**  
この省令は、平成十三年七月十五日から施行する。ただし、第二条(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一及び別表第二の改正規定を除く。)の規定は、公布の日から施行する。

**附則 (平成一五年三月三日環境省令第二号) 抄**  
(施行期日)  
第一条 この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)  
第三条 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の一〇の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第十三号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。以下この項において同じ。)及び平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の一〇の項に掲げる施設を有する工場若しくは燃え殻又は当該施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥を処分するため処理したもの(当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。)については、次に掲げる方法により処分を行う限り、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(以下「判定基準省令」という。)第三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

定基準省令」という。)第三条第十二項及び第十三項(ダイオキシン類に係る部分に限る。以下同じ。)の規定は、適用しない。

一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法

二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の九の項に掲げる施設において生じたばいじん及びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四七の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥(ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第五百十九号)第一条の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第一号から第十二号までに掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。)については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、判定基準省令第三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

**附則 (平成一五年一二月二四日環境省令第三二号) 抄**  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十六年一月一日から施行する。  
(経過措置)  
第五条 削除

については、次に掲げる方法により処分を行う限り、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）第三条第十三項の規定は、適用しない。

一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法

二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないう化学的に安定した状態にする方法

三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しないう状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

附則（平成二七年九月一三日環境省令第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二七年十月一日から施行する。

附則（平成二八年七月二六日環境省令第二三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二八年十月一日から施行する。

附則（平成二八年一月一五日環境省令第三六号）抄

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二五年二月二一日環境省令第三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二五年六月一日から施行する。

附則（平成二七年一月二五日環境省令第四二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二八年三月十五日から施行する。

附則（平成二八年六月二〇日環境省令第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二八年九月十五日から施行する。

附則（平成二九年六月九日環境省令第一二二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二九年十月一日から施行する。

別表第一（第一条、第三条関係）	
第一欄	第二欄
一 アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
二 水銀又はその化合物	水銀〇・〇〇五ミリグラム以下
三 カドミウム又はその化合物	カドミウム〇・〇九ミリグラム以下
四 鉛又はその化合物	鉛〇・三ミリグラム以下
五 有機燐化合物	検液一リットルにつき有機燐化合物一ミリグラム以下
六 六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム一・五ミリグラム以下
七 砒素又はその化合物	検液一リットルにつき砒素〇・三ミリグラム以下
八 ポリ塩化ビフェニル	検液一リットルにつきポリ塩化ビフェニル〇・〇〇三ミリグラム以下
九 トリクロロエチレン	検液一リットルにつきトリクロロエチレン〇・一ミリグラム以下
一〇 テトラクロロエチレン	検液一リットルにつきテトラクロロエチレン〇・一ミリグラム以下
一一 ジクロロメタン	検液一リットルにつきジクロロメタン〇・二ミリグラム以下
一二 四塩化炭素	検液一リットルにつき四塩化炭素〇・〇二ミリグラム以下
一三 一・二・ジクロロエタン	検液一リットルにつき一・二・ジクロロエタン〇・〇四ミリグラム以下
一四 一・一・ジクロロエチレン	検液一リットルにつき一・一・ジクロロエチレン一ミリグラム以下
一五 シス一・二・ジクロロエチレン	検液一リットルにつきシス一・二・ジクロロエチレン〇・四ミリグラム以下
一六 一・一・一・トリクロロエタン	検液一リットルにつき一・一・一・トリクロロエタン三ミリグラム以下
一七 一・一・二・トリクロロエタン	検液一リットルにつき一・一・二・トリクロロエタン〇・〇六ミリグラム以下
一八 一・三・ジクロロプロペン	検液一リットルにつき一・三・ジクロロプロペン〇・〇二ミリグラム以下
一九 テトラメチルチウラム	検液一リットルにつきテトラメチルチウラム〇・〇六ミリグラム以下
二〇 二・クロロ一・四・六・ビス（エチルアミノ）グラミン	検液一リットルにつき二・クロロ一・四・六・ビス（エチルアミノ）グラミン〇・〇三ミリグラム以下
二一 一・四・クロロベンゼン	検液一リットルにつき一・四・クロロベンゼン〇・二ミリグラム以下

備考

1 この表の一の項から二四の項までに掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条第一項第三号ハ（一）から（五）までに掲げる産業廃棄物、同号タ、レ若しくはソに規定する産業廃棄物、指定下水汚泥若しくは鉱さい若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃ポリ塩化ビフェニル等若しくはポリ塩化ビフェニル汚染物の焼却により生じた燃え殻、汚泥若しくはばいじんに含まれる当該各項の第一欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

2 この表の二五の項に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条の五第一項第三号ナに掲げる指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したものに含まれるこの表の二五の項の第一欄に掲げる物質を測定した場合における同項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

3 「検出されないこと」とは、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第二(第二条関係)

第一欄	第二欄
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
水銀又はその化合物	試料一キログラムにつき水銀〇・〇二五ミリグラム以下
カドミウム又はその化合物	試料一キログラムにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下
鉛又はその化合物	試料一キログラムにつき鉛一ミリグラム以下
有機燐化合物	試料一キログラムにつき有機燐化合物一ミリグラム以下
六価クロム化合物	試料一キログラムにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
砒素又はその化合物	試料一キログラムにつき砒素〇・一五ミリグラム以下
シアン化合物	試料一キログラムにつきシアン一ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	試料一キログラムにつきポリ塩化ビフェニル〇・〇三ミリグラム以下
トリクロロエチレン	試料一キログラムにつきトリクロロエチレン〇・一ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	試料一キログラムにつきテトラクロロエチレン〇・一ミリグラム以下
ジクロロメタン	試料一キログラムにつきジクロロメタン〇・二ミリグラム以下
四塩化炭素	試料一キログラムにつき四塩化炭素〇・〇二ミリグラム以下
一・二ジクロロエタン	試料一キログラムにつき一・二ジクロロエタン
一・一ジクロロエチレン	試料一キログラムにつき一・一ジクロロエチレン

二五	シスー	試料一キログラムにつきシスー
一六	トリクロロエタン	試料一キログラムにつきトリクロロエタン
一七	トリクロロエタン	試料一キログラムにつきトリクロロエタン
一八	一・三ジクロロプロペン	試料一キログラムにつき一・三ジクロロプロペン
一九	チウラム	試料一キログラムにつきチウラム
二〇	シマジン	試料一キログラムにつきシマジン
二一	チオベンカルブ	試料一キログラムにつきチオベンカルブ
二二	ベンゼン	試料一キログラムにつきベンゼン
二三	セレン又はその化合物	試料一キログラムにつきセレン
二四	令別表第三の三に掲げる有機塩素化合物	試料一キログラムにつき令別表第三の三に掲げる有機塩素化合物
二五	銅又はその化合物	試料一キログラムにつき銅
二六	亜鉛又はその化合物	試料一キログラムにつき亜鉛
二七	弗化物	試料一キログラムにつき弗化物
二八	ベリリウム又はその化合物	試料一キログラムにつきベリリウム
二九	クロム又はその化合物	試料一キログラムにつきクロム
三〇	ニッケル又はその化合物	試料一キログラムにつきニッケル

三二	バナジウム又はその化合物	試料一キログラムにつきバナジウム
三三	フェノール類	試料一キログラムにつきフェノール
三三	一・四ジオキササン	試料一キログラムにつき一・四ジオキササン
備考	1 この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令別表第三の二の項に掲げる施設において生じた汚泥又は動植物性残さに含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における当該各項目の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。	
備考	2 別表第一の備考3の規定は、この表の一項に掲げる基準について準用する。	
別表第三(第二条関係)	第一欄	第二欄
一	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
二	水銀又はその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下
三	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下
四	鉛又はその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下
五	有機燐化合物	有機燐化合物につき検出されないこと。
六	六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下
七	砒素又はその化合物	検液一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム以下
八	シアン化合物	シアン化合物につき検出されないこと。
九	ポリ塩化ビフェニル	ポリ塩化ビフェニルにつき検出されないこと。
九	トリクロロエチレン	検液一リットルにつきトリクロロエチレン

一〇	テトラクロロエチレン	検液一リットルにつきテトラクロロエチレン
一一	ジクロロメタン	検液一リットルにつきジクロロメタン
一二	四塩化炭素	検液一リットルにつき四塩化炭素
一三	一・二ジクロロエタン	検液一リットルにつき一・二ジクロロエタン
一四	一・一ジクロロエチレン	検液一リットルにつき一・一ジクロロエチレン
一五	シスー	検液一リットルにつきシスー
一六	一・一トリクロロエタン	検液一リットルにつき一・一トリクロロエタン
一七	一・三ジクロロプロペン	検液一リットルにつき一・三ジクロロプロペン
一八	トリクロロエタン	検液一リットルにつきトリクロロエタン
一九	チウラム	検液一リットルにつきチウラム
二〇	シマジン	検液一リットルにつきシマジン
二一	チオベンカルブ	検液一リットルにつきチオベンカルブ
二二	ベンゼン	検液一リットルにつきベンゼン
二三	セレン又はその化合物	検液一リットルにつきセレン
二四	令別表第三の三に掲げる有機塩素化合物	検液一リットルにつき令別表第三の三に掲げる有機塩素化合物

二五	銅又はその化合物	検液一リットルにつき銅〇・一四ミリグラム以下
二六	亜鉛又はその化合物	検液一リットルにつき亜鉛〇・八ミリグラム以下
二七	弗化物	検液一リットルにつき弗素三ミリグラム以下
二八	ベリリウム又はその化合物	検液一リットルにつきベリリウム〇・二五ミリグラム以下
二九	クロム又はその化合物	検液一リットルにつきクロム〇・二ミリグラム以下
三〇	ニッケル又はその化合物	検液一リットルにつきニッケル〇・一二ミリグラム以下
三一	バナジウム又はその化合物	検液一リットルにつきバナジウム〇・一五ミリグラム以下
三二	フェノール類	検液一リットルにつきフェノール〇・二ミリグラム以下
三三	一・四―ジオキサン	検液一リットルにつき一・四―ジオキサン〇・〇五ミリグラム以下

四	有機燐化合物	試料一リットルにつき有機燐化合物一ミリグラム以下
五	六価クロム化合物	試料一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
六	砒素又はその化合物	試料一リットルにつき砒素〇・一五ミリグラム以下
七	シアン化合物	試料一リットルにつきシアン一ミリグラム以下
八	ポリ塩化ビフェニル	試料一リットルにつきポリ塩化ビフェニル〇・〇〇三ミリグラム以下
九	トリクロロエチレン	試料一リットルにつきトリクロロエチレン〇・一ミリグラム以下
一〇	テトラクロロエチレン	試料一リットルにつきテトラクロロエチレン〇・一ミリグラム以下
一一	ジクロロメタン	試料一リットルにつきジクロロメタン〇・二ミリグラム以下
一二	四塩化炭素	試料一リットルにつき四塩化炭素〇・二ミリグラム以下
一三	一・二―ジクロロエタン	試料一リットルにつき一・二―ジクロロエタン〇・〇四ミリグラム以下
一四	一・一―ジクロロエチレン	試料一リットルにつき一・一―ジクロロエチレン一ミリグラム以下
一五	シス―一・二―ジクロロエチレン	試料一リットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン〇・四ミリグラム以下
一六	トトリクロロエタン	試料一リットルにつきトトリクロロエタン三ミリグラム以下
一七	一・一・二―トリクロロエタン	試料一リットルにつき一・一・二―トリクロロエタン〇・〇六ミリグラム以下
一八	一・三―ジクロロプロペン	試料一リットルにつき一・三―ジクロロプロペン〇・二ミリグラム以下
一九	チウラム	試料一リットルにつきチウラム〇・〇六ミリグラム以下

二〇	シマジン	試料一リットルにつきシマジン〇・〇三ミリグラム以下
二一	チオベンカルブ	試料一リットルにつきチオベンカルブ〇・二ミリグラム以下
二二	ベンゼン	試料一リットルにつきベンゼン〇・一ミリグラム以下
二三	セレン又はその化合物	試料一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下
二四	令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	試料一リットルにつき令別表第三の三第二十四号四ミリグラム以下
二五	銅又はその化合物	試料一リットルにつき銅十ミリグラム以下
二六	亜鉛又はその化合物	試料一リットルにつき亜鉛二十ミリグラム以下
二七	弗化物	試料一リットルにつき弗素十五ミリグラム以下
二八	ベリリウム又はその化合物	試料一リットルにつきベリリウム二・五ミリグラム以下
二九	クロム又はその化合物	試料一リットルにつきクロム二ミリグラム以下
三〇	ニッケル又はその化合物	試料一リットルにつきニッケル一・二ミリグラム以下
三一	バナジウム又はその化合物	試料一リットルにつきバナジウム一・五ミリグラム以下
三二	フェノール類	試料一リットルにつきフェノール二十ミリグラム以下
三三	一・四―ジオキサン	試料一リットルにつき一・四―ジオキサン〇・五ミリグラム以下

第一欄	燃え殻(国内において生じたものにあつては、令別表第四の三の項の第二欄に掲げる施設において生じたものに限る。)	第一欄	燃え殻(国内において生じたものにあつては、令別表第四の三の項の第二欄に掲げる施設において生じたものに限る。)
第二欄	燃え殻(国内において生じたものにあつては、令別表第四の二の項の第二欄に掲げる施設において生じたものに限る。)	第二欄	燃え殻(国内において生じたものにあつては、令別表第四の二の項の第二欄に掲げる施設において生じたものに限る。)
第三欄	燃え殻(国内において生じたものにあつては、令別表第五の二の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)	第三欄	燃え殻(国内において生じたものにあつては、令別表第五の二の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)

第一欄	アルキル水銀化合物	検液一リットルにつき鉛〇・三ミリグラム以下
第二欄	水銀又はその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇五ミリグラム以下



に限り。又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の二五の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）

備考

1 この表の一の項から二四の項までに掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により燃え殻、ばいじん又は汚泥に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第三欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

2 この表の二五の項に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により燃え殻又はばいじんに含まれる同項の第二欄に掲げる物質を検定した場合における同項の第三欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

3 別表第一の備考3の規定は、この表の一の項に掲げる基準について準用する。

別表第六（第三条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
燃え殻（国内において生じたものにあつては、令別表第四の一の項の第二欄に掲げる施設において生じたものに限り。）ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三欄に掲げる施設において生じたものに限り。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の一の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）を処分するために処理したもの	アルキアルキル水銀水銀化合物有機化合物	検出されないこと

三	四	五
燃え殻（国内において生じたものにあつては、令別表第四の三の項の第二欄に掲げる施設において生じたものに限り。）ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三欄に掲げる施設において生じたものに限り。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の三の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表五の四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）を処分するために処理したもの	燃え殻（国内において生じたものにあつては、令別表第四の四の項の中欄に掲げる施設において生じたものに限り。）ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三欄に掲げる施設において生じたものに限り。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の五の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）
鉛又は検液一リ ツツキ 鉛	有機化合物 検液一リ ツツキ 有機化合物 一ミリグラム以下	六価クロム化合物 検液一リ ツツキ 六価クロム 一・五ミリグラム以下

六	七	八	九	〇一
燃え殻（国内において生じたものにあつては、令別表第四の五の項の第二欄に掲げる施設において生じたものに限り。）ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三欄に掲げる施設において生じたものに限り。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の六の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表五の七の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表五の八の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表五の九の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表五の〇の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）
砒素又検液一リ ツツキ 砒素 〇・三ミリグラム以下	検液一リ ツツキ シアン 一ミリグラム以下	塩化ビフツツキ ポリ塩化ビフ 塩化ビフ 〇・〇二 三ミリグラム以下	検液一リ ツツキ クロロエ クロロエ 〇・一 ミリグラム以下	検液一リ ツツキ クロロ クロロ 一・一 ミリグラム以下

一	二	三	四	五	六
汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第一の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第二の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第三の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第六の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り。）
検液一リ ツツキ ジクロロメ タ 〇・二 ミリグラム以下	検液一リ ツツキ 四塩化 炭素 〇・〇二 ミリグラム以下	検液一リ ツツキ 一・二 ジク タ 〇・〇 四ミリグラム以下	検液一リ ツツキ 一・一 ジク タ 〇・〇 四ミリグラム以下	検液一リ ツツキ 一・二 ジク タ 〇・〇 四ミリグラム以下	検液一リ ツツキ 一・一 ジク タ 〇・〇 四ミリグラム以下



